



第54号

発行／水戸翔合同法律事務所

〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル

TEL.029-231-4555(代表) FAX.029-232-0532

http://www.habataki-lo.jp/

集団的自衛権の行使容認反対！
憲法9条をまもれ！
えん 冤罪を生まない刑事司法の改革を！

水戸翔合同法律事務所 設立 30 周年記念 感謝と交流のつどい



2014年2月23日 ホテルレイクビュー水戸にて

ごあいさつ

所長 弁護士 谷 萩 陽 一

私たちの事務所が開設されて今年三月で三十年を迎えました。
去る二月二十三日の「感謝と交流のつどい」では、たくさんの方々からあたたかい励ましをいただきました。あらためてお礼申し上げます。

いま、安倍内閣は、消費税を増税し、TPP協議に参加し、原発の再稼動と輸出を進めようとしています。昨年暮れに国民の強い反対の声を無視して特定秘密保護法と日本版NSC設置法の採決を強行し、今度は閣議決定による解釈改憲で集団的自衛権の行使を容認し、「アメリカとともに戦争のできる国づくり」への道をまい進しようとしています。

また、安倍首相は、そのアメリカを不快にさせてまで靖国神社を参拝し、歴史認識の問題でも中国・韓国との関係を悪化させる発言を繰り返しています。

自民党は「憲法改正草案」による憲法改正をあきらめてはいません。

日本国憲法は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて」(九十七条)とうたっています。憲法で権力の手足をしばる、という立憲主義の考え方も同じく人類の英知の成果です。多くの犠牲と努力のうえに獲得された成果を、一首相の個人的な信条や一政党の特異な改正案で失つてよいはずがありません。

「つどい」のあいさつでも触れましたが、この三十年を振り返って思うことは、まじめに誠実に努力していれば必ず道は開ける、という平凡な確信です。この確信を胸に、これからもひとつひとつの事件の解決に誠実にとりくみながら、憲法を守り生かす社会の実現のため、皆さんと一緒に歩んで行きたいと思っています。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

弁護士 谷 萩 陽 一 弁護士 五 来 則 男

弁護士 安 江 祐 弁護士 丸 山 幸 司

弁護士 佐 藤 大 志 弁護士 木 南 貴 幸

事務局 一同

二〇一三年十二月六日、「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）が成立し、本年中に施行されることとなっています。

多数の国民や専門家により、強い反対の声・慎重な議論を求める声があがっている中であって、安倍政権が提案からわずか四十日という短期間で成立を強行したことに問題があります。が、慎重な議論がなされなかった結果、同法の内容にも数々の問題点が残ったままになっています。

例えば、①秘密の指定について行政機関の恣意的な運用がなされる。②内閣から独立した第三者機関が設置されておらず、チェック機能が働かない。③秘密取扱者に対する適性評価により、広汎かつ重大なプライバシー侵害のおそれがある。④広汎な処罰が不明確な文言で規定されており、罪刑法定主義に反する。⑤特定秘密の内容が裁判でも明らかにされず、裁判の公開の原則に反する。などの問題点が挙げられ、欠陥だらけの悪法と言わざるを得ません。

安倍政権の動きは、秘密保護法成立の強行だけにとどまるものではありません。二〇一三年二月八日には、集団的自衛権行使容認論者の有識者で構成される私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（いわゆる「安保法制懇」）を再開させ、同年八月に内閣法制局長を集団的自衛権行使容認論者に交替し、さらに、同年十二月四日には、「国家安全保障会議」（いわゆる「日本版NSC」）を発足させました。そして、本年の衆院予算委員会において、必要があれば自衛隊法などの改正をはじめていくと述べ、集団的自衛権の行使を法律で裏付



二〇一四年四月九日 夜桜デモ

安倍政権による改憲を許さない!!

弁護士 木南 貴幸



ける関連法の整備に意欲を示しました。

このように、安倍政権は、従来憲法上許されないとしていた政府見解を覆して、集団的自衛権の行使を認容するよう憲法解釈を見直そうとしています。また、安倍首相が秘密保護法の成立を急いだのは、外交・安保政策の司令塔として発足した日本版NSCの実効性を高めるためであったことを強調しています。が、その日本版NSC設置法は、有事法制（戦争法体系）の一環であり、戦争の際に機動的に対処するための法なのです。

すなわち、これら一連の動きはすべて、日本が（アメリカとともに）戦争をすることができ、国へと舵を切るものと言っても過言ではありません。

しかしながら、集団的自衛権に関する政府見解の変更は、憲法改正の手続によらないで実質



しんぶん赤旗ホームページより

的な憲法改正を行おうとするものであり、決して許されるものではありません。また、秘密保護法についても、先述のとおり憲法上多くの問題点を抱える悪法であり、このままただ施行を待つわけにはいかないという状況です。

今まさに、国民の積極的な反対運動により、安倍政権の動きを牽制し、悪法の改廃を求めることが必要とされています。

土浦日大高校事件 最終局面へ

弁護士 谷萩 陽一

砂岡孝治職員の解雇にはじまった一連の土浦日大高校の事件は、最終局面を迎えています。砂岡さんは、もともとコンピューターの専門家として採用されましたが、仕事はむしろ解雇。二〇一二年四月に裁判所の和解で職場に戻りましたが、学校側はこれを伝えた「守る会ニュース」が学校の名誉を傷つけたとして二〇〇万円の和解金の支払を拒否。損害賠償を求める民事訴訟を提起するとともに、砂岡さんと組合役員二名を謹慎の懲戒処分にするともに、組合ニュース等の校内での配布を事実上禁止する通知をしました。

民事訴訟は、一審に続いて今年二月に高裁でも勝訴。名誉毀損は否定されました。学校側は二〇〇万円を振り込んだものの上告。争いをやめようとしません。

他方、不当労働行為救済申立てを受けた茨城県労働委員会は、配布物の制限と砂岡さんの懲戒処分については撤回を命じたものの、組合役員二名については棄却。双方が中央労働委員会に不服申立てをして審理が始まっています。

砂岡さんには民事訴訟の完全勝利と、中労委での最終解決に向けて、最後まで一層のご支援をお願い致します。



勝利判決記者会見

東海村の焼却施設 反対の闘いにご支援を

弁護士 安江 祐

東海村の焼却施設建設反対の闘いが、いま正念場を迎えています。茨城県が行った設置許可の取消を求める行政訴訟は、昨年3月1日、水戸地裁が住民の訴えを棄却する不当判決を下し、現在、東京高裁での闘いが継続しています。この間、焼却炉の専門家である三好康彦先生の協力を得て高裁での主張を展開してきましたが、4月17日には高裁で三好先生の証人尋問が実施されました。今後は最終準備書面を提出し、今年中には判決を迎えるという進行になると思われます。

事業者である大豊プラントに対する建設差止訴訟は、現在水戸地裁に係属しています。行政訴訟での成果も活用しながら進めていますが、計画されている炉と同型の炉の稼働状況に関する資料を入手できました。三好先生の協力を得て、計画されている焼却炉が欠陥炉であることを立証する予定です。水戸地裁では、これから証人尋問が実施され、ヤマ場を迎えます。

このように、東海村の焼却施設反対の闘いは、東京高裁でも水戸地裁でも大詰めを迎えています。是非多くの方に、東海村の住民のいのちと健康、そして、豊かな自然を守る闘いにご支援をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

ハツ場ダム 住民訴訟で

高裁判決 出る!!

弁護士 五来 則男

東京高裁で審理されてきたハツ場ダム建設差止め住民訴訟は、本年三月二十五日判決が言い渡されました。住民の主張を全く無視した不当判決でした。

高裁判決は、国の判断に県は従う義務があるから国からの納付通知には県は支払う義務があると言い、県が拒否できるのはその納付通知に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるか、又は外見上一見して看取できる違法ないし瑕疵がある」場合としたのです。東京高裁は、国の事業の付けを地方に回すことにお墨付きを与えたのです。これは国の権限

を移行して地方自治を強めようとする時代の流れに逆行した不当な判決です。

さらにハツ場ダムは利水上必要がないとは言えないとか、治水について国の治水計画と検証結果からみて治水効果が乏しいとは言えないなどと県の主張をそのまま丸のみしているのです。

私たちは今回の判決を到底受け入れることはできません。最高裁へ上告し、さらに闘いを継続していくつもりです。皆様の引き続きのご支援をお願いします。



B型肝炎訴訟

なぜ? どうして...
B型肝炎は母子感染の危険性が高く、
胎児に感染すると将来肝臓がんや
肝硬変の原因となります。

現在、幼少期に受けた集団予防接種の際に注射器が連続使用されたことにより、B型肝炎ウイルスに持続感染した方々が、国に対し損害賠償を求める「B型肝炎訴訟」が全国各地の裁判所で提起されています。同訴訟では、二〇一一年六月に国と原告団・弁護団の間で成立した「基本合意」に基づき、各原告との間で和解が成立し、給付金が支払われています。

二〇一四年三月十九日時点の全国弁護団傘下の原告数は約一万七〇〇名、和解数は約五六〇〇名であり、同月三十一日時点の茨城県内の原告数は八十二名、和解数は三十八名となっています。

訴訟の中では、「基本合意」の範囲を超える母子三感染の事例や父子感染の事例でも和解が成立し

弁護士 木南 貴幸

ており、今後は除斥期間にかかる（時間の経過により権利が消滅したとされる）原告についての救済が焦点となっています。また、訴訟外では、特に自己負担の大きい肝硬変・肝がん患者に対する医療費の助成等を実現するため、弁護団・原告団は、署名活動や国会・

地方議会への要請等の活動を行っています。

訴訟内でも訴訟外でも、B型肝炎患者の救済範囲の拡大が今後の焦点となっており、当事務所も、B型肝炎訴訟茨城弁護団として、救済範囲の拡大に全力を挙げて取り組んでいきたいと思っています。

東海第二原発 差止訴訟

弁護士 丸山 幸司

2012年7月31日に提訴した東海第二原子力発電所運転差止等請求訴訟（以下、「東海第二原発差止訴訟」といいます。）は、5月15日で第6回目の口頭弁論期日を迎えました。

これまで原告側は、福島第一原発事故の生々しい被害を裁判所に伝えつつ、新規制基準の津波審査ガイドによれば東海第二原発は基準を満たし得ないこと、一方で地震についての新基準は極めて甘く、最新の知見と東北地方太平洋沖地震の経験によれば福島第一原発事故同様のシビアアクシデント（重大事故）が発生する危険性が否定できないことなどを主張してきました。

その中でも、津波に関する新基準は重要です。2013年6月21日に閣議決定され、同年7月8日に施行された新基準の下、原子力規制委員会は、最大M9.6を参考に

津波を想定すべきだとしました。これを日本原電が2013年7月5日に発表した津波波源のモデルを出発点にスケーリング則（地震や津波の震源（波源）の面積が大きくなれば、それに応じて地震規模やすべり量などの各種のパラメータが大きくなる関係となることを示すもの）にあてはめると、東海第二原発については51.5mの津波高を想定しなければならないのです。

実際、東北地方太平洋沖地震の際、茨城県沖南部と房総沖のプレート境界は動いておらず、地震の空白域が存在すると考えられています。猛威をふるう地震・津波の被害で暴走する原子炉、そんな悪夢はもう二度とみたくありません。皆様の多大な支援をどうぞよろしくお願いいたします。

おかげさまで30周年

これからもよろしくお願いします

感謝と 交流のつどい

本年2月23日に行なわれました当事務所の30周年つどいには、多数の皆様のご参加をいただき、心から感謝致します。おかげさまで内容の濃いつどいとなり、改めて皆様との連帯の絆を確認することができました。そして今後も皆様の期待に応えて奮闘していかなければならないと、決意を新たにすることができました。

当事務所は、茨城の地において、人権の砦として、県民の皆様の権利救済と紛争の解決にまい進してきましたが、今後もその存在意義は変わりません。そのためには、新しい人材を確保し、さらに事務所を発展させて、次の世代に橋渡しをしたいと考えております。今後とも皆様からのあたたかいご支援とご協力をお願いする次第です。

弁護士 佐藤 大志

来賓
あいさつ



(株)茨城新聞社
代表取締役社長
小田部 卓様



茨城県弁護士会会長
弁護士 佐谷 道浩様

所長
あいさつ



弁護士 谷萩 陽一



合唱団



司会 榊原 徹さん
中山 弘子さん



鏡開き



茨城県労働組合総連合
議長
石引 正則様



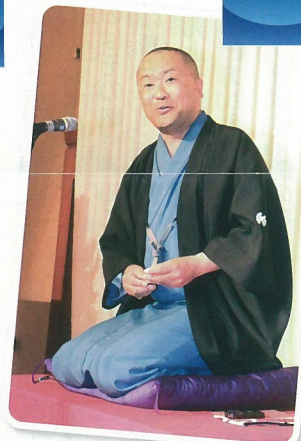
茨城保健生活協同組合
理事長
山川 文男様



弁護士法人茨城の大地
代表
弁護士 戸張 順平様

祝 辞

落 語



二松亭ちゃん平さん

友の会
ご案内



竹村 茂さん

演 奏



ヒューマンファーマーズ



事務所設立30周年の節目に「はばたき友の会」が結成されました。普段から事務所と交流の深い方々が昨年10月に結成のために準備会を立ち上げて下さり、事務所のこれまでの経験と運動を継承・発展させ、事務所と市民、諸運動がより連帯を強め共に支え合う組織として設立されました。

4月5日みと文化交流プラザにおいて行われた結成総会には116名の方が参加され盛況でした。また、総会後に行われた佐藤真子さんによる記念コンサートが結成に花を添えてくれました。

「はばたき友の会」が
結成されました

会員は個人で、年会費(1口)1,500円、特典として無料法律相談カードが発行されること、当面7月、10月、2月に友の会主催の企画を計画することなどが総会で確認されました。本ニュースに入会申込書を同封させていただきました。ぜひご入会をお願いいたします。



編集後記

No.54 May 2014

▼いよいよ大詰めを迎えた東海産廃のほか、複数の署名用紙を同封させていただきました。ご協力をお願い致します。
▼友の会ニュース第一号が発行されました。同封しましたのでぜひご覧ください。

30周年記念誌が 完成しました!

事務所設立30周年を記念し、30年の歴史・活動を記念誌にまとめました。編集にあたり、皆様の大きな支えで今があることを改めて実感しました。ご支援に感謝申し上げます。ご希望の方は、事務所までお問い合わせください。

